平成２８年（フ）第４３１６号
大阪市東成区深江南２丁目13番15号　エレガンスファミール高橋402号
債務者　黒木　善昭
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３２０号
大阪府東大阪市足代１丁目12番５号、住民票上の住所大阪府東大阪市御厨南２丁目１番30号
債務者　山本　雄一
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３３０号
大阪府高槻市大畑町２番７号　摂津マンションＢ棟102号
債務者　堀内　彰人
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３５８号
大阪市淀川区東三国５丁目15番24―603号、前住所大阪市淀川区塚本３丁目１番35―905号
債務者　坪田　浩司
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３６３号
大阪府豊中市庄内幸町４丁目15番12号
債務者　山本　健吾
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５２７号
大阪府寝屋川市御幸東町６番１号
債務者　土江　静枝
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６１８号
大阪市生野区小路東４丁目９番19号ハイツ山三201号室
債務者　大西　　勉
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６２１号
大阪市東住吉区今川２丁目３番19号、前住所大阪市東住吉区杭全５丁目２番16号麗風苑101号
債務者　澤田加代子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６２４号
大阪市淀川区三国本町１丁目８番１―312号
債務者　古井　郁代
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６２７号
大阪市港区田中３丁目１番130号大阪市立第２港晴寮
債務者　福田　光男
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７４号
兵庫県西脇市比延町632番地の２
債務者　德岡　君代
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２２９号
香川県高松市藤塚町１丁目２番25号藤塚岩清尾マンション507号
債務者　湯口　政明
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３０号
北海道苫小牧市明野元町２丁目12番３号　ハイツアイビー５号
債務者　西村　真湖（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１５２号
茨城県つくば市金田74番地　市営住宅１Ｃ―301号
債務者　片岡　明男
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１６５号
茨城県小美玉市栗又四ケ951番地
債務者　髙木　清**隆**
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８７号
茨城県土浦市港町２丁目９番25号　102、前住所千葉県柏市戸張1035番地４
債務者　平野　　聡
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２０１号
茨城県土浦市おおつ野８丁目８番13号
債務者　小泉　和之
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係